

平成 28 年 4 月 27 日

各 位

株式会社 豊和銀行

平成 28 年熊本地震により被災された中小企業の皆さま向けの融資対応について

今般発生した地震により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社豊和銀行（頭取 権藤 淳）は、上記の地震により被災された中小企業の皆さまに対する支援として、下記のとおり「ほうわ震災復興支援ファンド」の取扱いを開始しましたのでお知らせします。

また、大分県と連携した県制度資金「地域産業振興資金（災害復旧融資＜特別融資＞）」を平成 28 年 4 月 22 日（金）より取扱いしております。

当行では、全店に震災に係る相談窓口を設置し、震災の影響を受けられた皆さまに対し、地域金融機関として積極的なサポートを行うとともに、迅速な対応をさせていただきたいと思っておりますので、ご遠慮なく窓口までお問合せください。

皆さま方の安全とご健康を願い、一日も早い復旧をお祈りしています。

記

1. 「ほうわ震災復興支援ファンド」商品概要

項 目	内 容
制 度 資 金 名	「ほうわ震災復興支援ファンド」
ご利用いただける方	平成 28 年熊本地震により事業の影響を受けた事業者の皆さま
融 資 金 額	原則 5,000 万円以内 ※被災の状況に応じ、柔軟に対応させていただきます。
融 資 期 間	設備資金…原則 10 年以内（うち据置 1 年以内） 運転資金…原則 7 年以内（うち据置 1 年以内）
融 資 金 利	当行所定の利率を下回る利率
取 扱 店	全営業店
取 扱 期 限	平成 29 年 3 月 31 日（金）まで

※お申込みに際しては、当行所定の審査がございます。

2. 県制度融資「地域産業振興資金（災害復旧融資＜特別融資＞）」商品概要

項 目	内 容
制 度 資 金 名	「地域産業振興資金」（災害復旧融資＜特別融資＞）
取 扱 店	大分県内の全営業店
貸 付 対 象 者	中小企業者であって、地震により被災（地震を原因とする災害を含む）し、復旧を図ろうとする者。（大分県信用保証協会による保証が必要です。）

資金用途	今回の地震により設備の損壊もしくは資材の流出、き損、滅失又は事業の運営に重大な支障を生じている者の復旧または経営の安定のために必要な資金。
融資金額	個人・法人 3,500万円以内、組合 7,000万円以内 (ただし、復旧または経営の安定に必要な資金の範囲内で、かつ、大分県信用保証協会の保証金額以内)
融資期間	設備資金…10年以内(うち据置1年以内) 運転資金…7年以内(うち据置1年以内)
融資金利	年0.80%(固定金利)
連帯保証人	債務者が法人の場合は、代表者1名を原則連帯保証人として徴求する。 債務者が個人の場合は、原則不要。
保証料	年0%…保証料はかかりません。
担保	必要に応じて徴求
その他条件	被災したことについて、当該融資を受けようとする者の所在地を管轄する市町村長が発行した証明書の提出が必要となります。
取扱期間	平成28年4月22日～平成28年10月31日

※お申込みに際しては、当行及び大分県信用保証協会所定の審査がございます。

3.その他

- ・震災の影響を受けられた皆さまに対し、上記商品に該当しない場合についても、お客さまの実情に合わせ、ご相談を承ります。
- ・詳しくはお取引店または最寄りの営業店までお問合せください。

以上

本件に関するお問合せ先 営業統括部 立花 大内 TEL097-534-2616